横 浜 市 立 南 瀬 谷 中 学 校

「南瀬谷中学校　いじめ防止基本方針」

平成２６年３月策定
平成３０年２月改定
令和　５年３月改定

１、いじめ防止に向けて

ア、いじめの定義

＜いじめ防止対策推進法第２条＞

「いじめ」とは、「生徒等に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している当該生徒等と、一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

イ、「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

・いじめのない社会実現に向け、学校、保護者、地域社会はそれぞれの役割を自覚し活動するとともに、子ども自身もいじめを許さない社会の実現に努めることを目的とする。

２、組織の設置及び組織的な取組

ア、いじめ防止対策委員会

・校長、副校長、教務主任、学年主任、生徒指導専任、特別支援教育コーディネーターを基本とし、必要に応じてメンバーを調整する

イ、委員会の役割

・相談しやすい人間関係づくりの推進、相談環境の整備
・いじめ防止、対策の研修の実施、教職員の資質の向上に必要な措置を計画
・委員会は月に１回以上開催、いじめの疑いがある段階で開催
・校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成保管

ウ、委員会の年間計画

通年　…道徳、人権教育、各教科を通じていじめ防止基本方針の推進と改善打ち合わせや研修を通じて、生徒理解と共有、問題への対応策の検討

４月～５月　…教育相談アンケート、いじめ早期発見のための生活アンケート（記名式アンケート）担任との教育相談、学級懇談会を通して、集団と個人の特性把握

６月～７月／夏休み…教育相談、Y-P アセスメント、個人面談を通しての保護者との連携

夏休み明け／９月　…教育相談アンケート、教育相談を通して、集団と個人の特性把握

１０月～１２月　…人権週間活動、いじめアンケートの実施と学校評価の検証

１月～３月／年度末…教育相談アンケート、教育相談、Y-P アセスメントを実施して集団と個人の特性把握、卒業、進級に向けた適応指導、指導情報の次年度への引き継ぎ

３、いじめ防止及び早期発見のための取組

・教職員の生徒理解のための情報共有、研修の充実
・人権教育、道徳教育を一層推進
・学校行事や体験活動の充実で、生徒同士の仲間意識を育てる
・教育相談、教育相談アンケート、いじめに関するアンケート、Y-P アセスメントの充実
・関係機関と連携したインターネット使用における情報モラル教育の推進
・警察署との連携、非行被害防止のための講話
・面談や家庭訪問など、日々の連絡を通して保護者との連携
・青少年の健全育成を目指して、学校家庭地域連携事業を行う
・地域の方からの情報を整理し、学校と共同して生徒を見守る

４、重大事態への対処

ア、重大事態の定義（いじめ防止対策推進法　第２８条）について

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第２８条第１項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき」（同項第１号）、「いじめにより当該学校に「在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき」（同項第２号）とされている。

イ、重大事態が発生した場合や疑われる事案が起こった場合は、いじめ防止対策委員会を中心に学校全体で共有・調査し、教育委員会に報告する。

５、その他

・学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年１回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCA サイクル）。
・必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。
・このいじめ防止基本方針は、今後、必要に応じて改訂していくものとする。